

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【公表番号】特表2009-506775(P2009-506775A)

【公表日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-007

【出願番号】特願2008-529337(P2008-529337)

【国際特許分類】

C 12 M 1/00 (2006.01)

C 12 Q 1/68 (2006.01)

【F I】

C 12 M 1/00 A

C 12 Q 1/68 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年3月5日(2012.3.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

本発明の少なくとも1つの例示の実施例は、ゲノム物質を単離するように構成されたカートリッジであって、反応チャンバーと、前記反応チャンバー内に配置され、ゲノム物質を含むサンプルの少なくとも一部と結合してから前記一部を解放するように構成されている、少なくとも1つの結合解放基板と、を有することを特徴とする。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記基板は、電荷切替材料を含む。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記サンプルの少なくとも一部の結合および解放が、電圧に応じている。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記サンプルの少なくとも一部の結合および解放が、前記基板と接触する流体のイオン成分の差違に応じてあり、前記流体は前記サンプルを含んでいる。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記サンプルの少なくとも一部の結合および解放が、前記基板と接触する流体のpHの差違に応じており、前記流体は前記サンプルを含んでいる。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記物質は、粒子またはビーズからなる。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記物質は、磁性体または常磁性体である。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記基板が前記反応チャンバーの内部表面に縛り付けられている。少なくとも1つの他の更なる例示の実施例は、前記基板から解放されたサンプルの少なくとも一部の体積は、前記サンプルの体積から減っている。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

本発明の少なくとも1つの例示の実施例は、ゲノム物質を含むサンプルを送出するように構成されたカートリッジであって、ゲノム物質の分離および方向付けシステムと、吐出ヘッドとを有し、前記吐出ヘッド中のチャンバは、前記ゲノム物質の分離および方向付けシステムからのゲノム材料を含むサンプルの少なくとも一部を受け取るように構成され、前記吐出ヘッドは、前記受け取られたサンプルの少なくとも一部を吐出されたサンプル液

滴として前記カートリッジから排出することを特徴とする。少なくとも1つの他の例示の実施例は、前記吐出ヘッドが熱エネルギー発生器によって提供される熱エネルギーを使用する。少なくとも1つの他の例示の実施例は、前記吐出ヘッドがピエゾジェットシステムである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

本発明の少なくとも1つの例示の実施例は、ゲノム物質を単離するように構成されたカートリッジであって、反応チャンバーと、前記反応チャンバー内に配置され、電圧に応じてゲノム物質を含むサンプルの少なくとも一部と結合してから前記一部を解放するように構成されている、少なくとも1つの結合解放基板と、ゲノム物質の分離および方向付けシステムと、吐出ヘッドとを有し、前記吐出ヘッド中のチャンバは、前記ゲノム物質の分離および方向付けシステムからのゲノム材料を含むサンプルの少なくとも一部を受け取るように構成され、前記吐出ヘッドは、前記受け取られたサンプルの少なくとも一部を吐出されたサンプル液滴として前記カートリッジから排出することを特徴とする。少なくとも1つの他の例示の実施例は、前記基板は、電荷切替材料を含む。少なくとも1つの他の例示の実施例は、前記物質は、粒子またはビーズからなる。少なくとも1つの例示の実施例は、前記物質は、磁性体または常磁性体である。少なくとも1つの他の例示の実施例は、前記基板が、前記反応チャンバーの内部表面に接合している。少なくとも1つの他の例示の実施例は、前記吐出ヘッドが熱エネルギー発生器によって提供される熱エネルギーを使用する。少なくとも1つの他の例示の実施例は、前記吐出ヘッドがピエゾジェットシステムである。